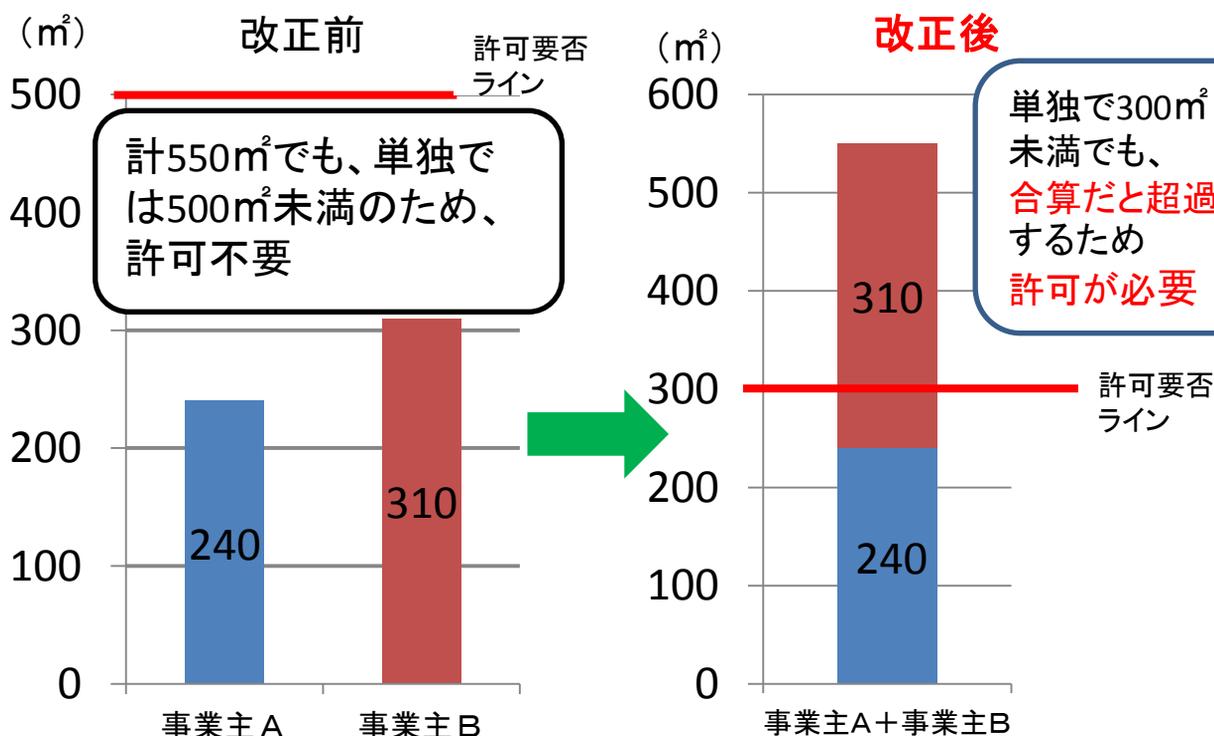


残土条例の規制強化

- 1 全ての事業で「事業基準」を遵守することとし、改良土等の搬入を禁止した。
(改良土とは…土にセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理を行い、土質改良したもの)
- 2 面積要件を変更し、搬入土量に対する基準を新たに規定した。

	改正前	改正後
事業区域の面積	500㎡以上5,000㎡未満の事業	300㎡以上5,000㎡未満の事業
	500㎡未満であっても、事業区域に隣接する土地等において、同一の事業主により、1年以内に事業が施行され又は施行中の場合には、合算して500㎡以上5,000㎡未満となる事業 ※5,000㎡以上は県条例が適用となる。	300㎡未満であっても、事業区域に隣接する土地等において、事業が施行され又は施行中の場合には、合算して300㎡以上5,000㎡未満となる事業 ※5,000㎡以上は県条例が適用となる。
事業区域への搬入土量	基準なし	300㎡以上の事業

事例：同一の事業区域で土地を転売し、事業主が複数交代しながら行われる事業



改正後は…

・事業主Aの事業区域の面積が300㎡未満であっても、合算で300㎡以上となる場合には、事業主Bは許可を受ける必要がある。

※事業主Aも土壌の基準を含む「事業基準」を遵守していない事業を行っていた場合には、指導対象となる。

- 3 暴力団員や法令等の処分を受けている者等に対する「欠格条項」を新たに規定した。